

「秩父市災害時要援護者支援制度」から「秩父市避難行動要支援者支援制度」へ移行します



市では、平成22年2月から災害時等において障がい者、ひとり暮らしの高齢者等が、地域の中で支援を受けられるようにすることを目的とした「秩父市災害時要援護者支援制度」を進めてきましたが、災害対策基本法の改正に伴い、「秩父市災害時要援護者支援制度」に登録された方々を含め、新たに「秩父市避難行動要支援者支援制度」に移行します。

秩父市地域防災計画のもと、**避難行動要支援者名簿**を作成し、災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるよう引き続き支援を継続していきます。

避難行動要支援者名簿とは？

避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方）と認められた方の名簿です。

対象となる方は？

次に該当する在宅で生活されている方

- ①身体障害者手帳1級または2級を所持する方（ただし、障がい

の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限ります）

- ②療育手帳Aを所持する方
 - ③精神保健福祉手帳1級を所持する方
 - ④要介護認定3～5を受けている方
 - ⑤前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者
 - ⑥その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要を認めた方
- ※①～⑤の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援等を希望し、「秩父市避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供がなされます。また、名簿情報は原則一年に一度更新を行います。

避難支援等関係者

市で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者を指します。秩父市地域防災計画では、次の方々を避難支援等関係者としています。

- 秩父消防署、秩父市消防団、秩父警察署、小鹿野警察署、民生委員・児童委員、秩父市社会福祉協

議会、自主防災組織（町会）

※避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対して、避難支援を行えない場合であっても、法的な責任や義務を負うものではありません。

同意書の提出をお願いします

名簿に掲載された方のうち、同意をいただいた方については、災害の発生に備え、平常時から避難支援等関係者に対して、名簿情報の提供を行います。災害発生時には、避難誘導や安否確認等のために活用していただきます。

同意書の送付は、5月下旬ごろを予定しています。お手元に届きましたら、同意書へご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。また、同意書の裏面は、災害時における避難支援等の実効性を高めることを目的とした**個別計画台帳**を兼ねています。情報提供に同意いただいた方は、併せてご記入をお願いします。なお、個別計画台帳の地域支援者欄には、あらかじめ地域支援者本人の了解を得て、署名・捺印をお願いします。

※名簿登録内容は、大規模災害が発生した場合に、同意の有無にかかわらず、必要に応じて避難支援等関係者へ提供される場合がございますので、ご了承ください。

問 社会福祉課 ☎25-5204

「災害時における被災者等相談の実施に関する協定締結式」

被災者等相談の実施に関する協定を締結しました



4月18日、秩父市と埼玉司法書士会は、「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」を締結しました。

この協定の締結により、秩父地域において大規模災害が発生した場合に、市の要請を受け、避難所等の相談場所に司法書士を派遣し、被災者等の法律相談業務を実施していただけることになりました。

問 危機管理課 ☎22-2206

ご寄附ありがとうございました

次の方々から、社会福祉のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。（平成28年3月）

- ▶ 3月18日、秩父ロータリークラブ様（島田憲一会長）から、タオル650本
- ▶ 3月22日、宗福寺様から、20,000円

